

松山空港滑走路耐震化の方向性検討業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、松山空港滑走路耐震化の方向性検討業務の公募型プロポーザルに参加しようとするもの（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 目的

本業務は、松山空港における海側 500m の滑走路耐震性向上に向け、必要性・重要性等を多面的な観点から定量的に整理し、耐震化の方向性について検討するもの。

2 業務の概要

- (1) 業務名 : 松山空港滑走路耐震化の方向性検討業務
- (2) 期 間 : 契約締結の日から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで
- (3) 内 容 : 別紙松山空港滑走路耐震化の方向性検討業務仕様書のとおり
- (4) 提案限度額 : 5,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の参加資格

次に掲げる条件すべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の受付期間中において、国または愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 銀行当座取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 役員等、又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 令和 6 年度までに、国または地方公共団体等から請け負った本事業と同種の業務若しくは類似の業務を完了した実績があること。なお、「同種の業務若しくは類似の業務」とは、空港に関する各種計画等の策定及びそれらに類するものとする。
- (9) 建設コンサルタント登録（港湾及び空港）を有していること。
- (10) 技術士（建設部門：港湾及び空港）又は RCCM（港湾及び空港）を有する者を管理技術者として配置すること。
- (11) 共同企業体の場合は、いずれかの構成員を代表者とする。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。また、代表者及び構成員は、上記(1)から(10)の要件を満たしていること。

4 スケジュール予定

- (1) 公募開始 : 令和7年9月 5日 (金)
- (2) 参加申込書提出期限 : 令和7年9月12日 (金)
- (3) 企画提案書提出期限 : 令和7年9月24日 (水)

5 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、参加申込書（様式1）及び会社概要（任意様式）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール、持参又は郵送により「10 問い合わせ先・提出先」へ提出。

(2) 提出期限

令和7年9月12日（金）17時15分まで（必着）

(3) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに、辞退届（様式2）を提出。

6 企画提案書及び見積書の提出

(1) 提出物及び提出部数

- ア 企画提案提出書（様式3） 1部
 - イ 企画提案書（様式指定なし） 5部（正本1部、副本4部）
 - ウ 見積書（様式指定なし） 5部（正本1部、副本4部）
- ただし、企画提案書は3ページ以内とする（表紙除く）

(2) 企画提案書等の作成方法

ア 形式

A4判とし、パワーポイントで作成すること。横書きで作成し、ページ番号を各ページ下に付すこと。

イ 提案書の表紙には、以下の内容を記載すること。

- ・宛名： 愛媛県知事
- ・標題： 松山空港滑走路耐震化の方向性検討業務
- ・提出年月日
- ・責任者及び事務担当者の氏名・連絡先

ウ 内容

- ・仕様書に基づき、提案者のノウハウや考えられる提案内容等をできるだけ具体的に記載すること。
- ・担当者の経歴及び実績、業務内容並びに連携予定先を具体的に記載すること。
※貴社の実績も含む

エ 見積書

消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(3) 提出期限及び提出先

- ・令和7年9月24日（水）17時15分まで（必着）
- ・提出先は「10 問い合わせ先・提出先」まで持参又は郵送とする。併せて、メールでもデータ提出すること。

(4) 留意事項

- ア 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、不明な内容の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加事業者1者につき1案のみとする。

7 委託先候補者の選定

- (1) 別表1「審査基準」に定める審査項目について、公募型プロポーザル選考委員会で書面審査を行い、事業者を選定する。
- (2) 審査内容については公表しない。審査結果についても異議申し立ては認めない。
- (3) 審査の結果は、すべての提案者に書面で通知する。

8 委託契約

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託者が委託先候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添「松山空港滑走路耐震化の方向性検討業務仕様書」は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、委託者と委託先候補者との協議等の結果に基づき、委託内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 委託先候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を委託先候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。
- (4) 別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則の規定に準ずることとする。

9 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、委託先候補者選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。

10 問い合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 観光スポーツ文化部 航空政策室 空港・国内航空振興グループ

T E L : 089-912-2252

F A X : 089-912-2489

メールアドレス : koukuuseisaku@pref.ehime.lg.jp （所属）

別表1 審査基準

○審査基準

審査項目	内 容	配点
提案内容	仕様書で定める以下の業務内容を実施する上での考え方、課題、実施方針等に関して、専門的知識や具体的提案があるか。 ① 地震災害時に 2,000mの滑走路運用になった場合に想定される影響を多面的な観点から定量的に分析・整理 ② 滑走路耐震性の更なる向上の必要性・重要性の検証 ③ 上記を踏まえ減災対策を主とするレジリエンス強化の方向性について検討	60
応募者実績	本業務と同種の業務若しくは類似の業務実績を十分有し、業務の確実かつ効果的な履行が期待できるか。 ①空港に関する各種計画等の策定及びそれに類する業務の実績※がある。 ②特に、空港に関する事業評価の業務実績がある。	20
実施体制	業務を遂行するために必要な人員体制を十分確保しているか。 ①業務実施体制 ②業務担当者の経験、実績等 ③工程計画、作業手順	15
経済性	見積価格は妥当か。 ①見積総額（適切な経費が計上されているか） ②積算内訳（明確かつ適切に記載されているか）	5

※令和6年度までに、国又は地方公共団体から請け負った、空港に関する各種計画等の策定及びそれに類する業務を受注し、完了したものをいう。